

要 望 書

県議会議員

様

平成 24 年 9 月 28 日
原発県民投票静岡
共同代表 鈴木 望
佐久間 章孔

拝啓

初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は県政の発展のために御尽力いただき、大変感謝しております。また、私どもから請求させていただいた「原発県民投票条例案」についても、精力的に御議論をいただき、ありがとうございます。

さる 9 月 24 日の県議会本会議において、川勝平太知事は「多くの県民の皆さんの意思を受けとめて、賛意を表明致しました。この条例案の問題点について論点を整理し、県議会の皆様方に提供致しました。完璧に近い条例案となるように、修正、改善するようお願い致します。修正案によって、県民投票が実現できますよう、よろしくお願い致します。」と御答弁されました。

地方自治法第 74 条にもとづき、私どもから提出させていただきました条例案の根幹は、以下の 2 点となっております。その 1 つは、第 1 条の『目的』：「この条例は、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非に関し、県民の意思を明らかにするための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、中長期的なエネルギー政策に係る住民自治を推進し以て県政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」。そして 2 つ目が、第 1 条『目的』を実現するための、第 2 条『県民投票』：「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票を行う」であります。

この 1、2 条以外の条文に関して、議会の場において様々な見地から修正、改善することは、地方自治法が予定しているところのものです。県議会におかれましては、条例案に必要な修正、改善の適切な作業がなされますよう、深く望むものであります。

18 万余の署名に託されたものは、「自分たち県民の意思を明らかにしたい」という多くの県民の思いであります。ぜひともこの思いを受けとめていただいて、県民投票を実現し、県民の意思を明らかにするために、条例案の修正、改善と条例の成立に、御尽力いただきますよう、心からお願い申し上げます。

敬具